

## 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書（案）

大分県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和〇〇年〇月〇日付けにて締結した県有財産貸付契約書に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大分県災害対策本部等運営要綱第34条の規定に基づき災害対策本部が設置され、かつ近隣住民等がへ避難する場合等（以下「災害時」という。）における、甲に対する乙のカップ式自動販売機又は、缶・ペットボトル式自動販売機による清涼飲料水、水及びお湯（以下「飲料水等」という。）の提供協力に関する基本的事項を定めるものとする。

### （自動販売機）

第2条 この協定において「自動販売機」とは、下表に掲げる乙が設置した自動販売機である。

機 種	設 置 場 所

### （飲料水等の範囲）

第3条 乙の提供協力する飲料水等は、自動販売機により提供できる範囲内とする。

### （提供期間）

第4条 甲に対する乙の飲料水等の提供協力期間は災害時のみとする。

### （飲料水の提供協力の要請）

第5条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して飲料水等の提供協力を要請するものとする。

2 前項の飲料水等の提供協力要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲の、乙に対する協力要請を円滑に行うため、乙は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という）を定め、甲に文書で報告するものとする。

2 乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(飲料水等の提供協力の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の規定により甲から要請をうけたときは、飲料水等の提供協力を行うものとする。

(報告)

第8条 乙は、提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 提供した飲料水等の品目及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

(自動販売機の操作)

第9条 災害時における、甲に対する乙の飲料水等の提供協力に関する自動販売機の操作は、乙が行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、乙が自動販売機を操作することができないときは、甲が行うものとする。

2 乙は甲に対して、本協定の締結と同時に、災害時における甲に対する乙の飲料水等の提供協力に関する自動販売機の操作に必要な物品（以下「操作用具」という）を、貸与するものとする。

3 甲は、操作用具の管理者を乙に通知するものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理するものとする。

4 甲は、甲が操作用具を毀損し、又は紛失した場合は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

5 甲は、甲が操作用具を毀損し、又は紛失したことによって乙に損害を与えた場合は、その損害を補償するものとする。

6 甲は、自動販売機が撤去された場合は、操作用具を直ちに乙に返却するものとする。

(費用負担)

第10条 甲に対する乙の飲料水等の提供協力に関する費用の負担は、下表のとおりとする。

1 カップ式自動販売機の場合

飲料水1万杯分まで（1杯=約160ml）	飲料水1万杯分以上（1杯=約160ml）
乙の負担とする。	甲乙協議のうえ、決定する。

2 缶・ペットボトル式自動販売機の場合

自動販売機内の全ての飲料	追加分
乙の負担とする。	甲乙協議のうえ、決定する。

※食料品についても上記と同様の取扱とする。

(災害時における自動販売機の管理について)

第11条 乙の、災害時における自動販売機の管理については、乙の安全を最優先とし、可能な範囲で適切な管理を行う努力をするものとする。

(協議事項)

第12条 この協定書に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定に定める事項について疑義のある場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

本協定が成立したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大分県

乙 〇〇〇〇